

令和4年 8月 定例農業委員会会議議事録

芝山町農業委員会

【令和4年8月 農業委員会定例総会議事進行表】

日 時 令和4年8月5日（金） 15時30分～16時40分

会 場 芝山町役場 南庁舎2階 第1会議室

出席委員

・農業委員会委員

3 番	藤 城 英 明	4 番	大 木 正 勝
5 番	堀 越 幸 一	6 番	吉 河 一 男
7 番	川 口 弘 子	8 番	鈴 木 好 子
		10番	小 川 勝 雄
11番	鈴 木 英 範	12番	大 木 明 男
13番	岩 澤 勝 敏		

・農地利用最適化推進委員

14番	石 井 明	15番	渡 邊 美 基
16番	土 井 正 裕	17番	土 屋 範 雄
18番	内 山 祐 一	19番	松 本 幸 雄
20番	萩 原 典 幸		

欠席委員

9 番 堀 越 敏 幸

議 長

会 長 伊 藤 正 明 会長職務代理者 松 本 光 芳

事務局

事務局長 金 親 俊 哉 書記 堀 越 充 書記 石 橋 将

局 長 15時30分～ 進行  
定刻となりましたので、農業委員会定例総会を開催させていただきます。  
本日は、8月農業委員会定例総会にご参集いただきありがとうございます。  
それでは、始めに、伊藤会長よりご挨拶をお願い申し上げます。

伊藤会長 挨拶

局 長 ありがとうございます。  
それでは、農業委員会議事規則第5条の規定により「会長は、総会の議長となり議事を整理する」ことになっております。  
伊藤会長、議事進行をお願いいたします。

議 長 本日の出席委員は、農業委員12名、農地利用最適化推進委員7名です。よって、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年8月芝山町農業委員会定例総会を開会いたします。  
それでは、直ちに本日の会議を開きます。（午後3時30分）

議 長 農業委員会議事規則第13条第2項の規定に

よりまして、議事録署名委員の指名を行ないます。10番 小川 勝雄 委員、11番 鈴木英範 委員。両名を指名いたします。

議長 それでは、本委員会に提出されました議案を審議いたします。

始めに、議案第1号、農地法第3条による所有権移転に関する件を議題と致します。

それでは、事務局の説明を求めます。

局長 それでは、議案第1号です。資料1をご覧ください。

本件は農地法第3条による所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。

申請の理由は、譲渡人が老人ホーム入居中であることから生前贈与するためです。

本議案について、許可基準のすべての項目について、申請書に記載された内容が適合するか否か検討した結果をご説明申し上げますと、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてをみたしていると思われま

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第1号の補足説明をする。

議 長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当農業委員 本案件は、親子間での所有権移転であり、地元でもしっかりと営農されている方ですので、問題ございません。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いいたします。

担当推進委員 生前一括贈与ということであり、問題ないと思います。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議 長 それでは、議案第1号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第1号は原案どおり可決決定いた

しました。

議 長 続きまして、議案第2号、農地法第4条による  
転用に関する件を議題と致します。  
事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第2号です。  
資料2をご覧ください。  
本件は農地法第4条による転用の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のと  
おりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。  
申請の理由は、進入道路用地のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転  
用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準  
については農用地区域の指定は無く、10ha以  
上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無  
いため第2種農地と判断出来ると思われま

次に、一般基準については、資力、計画等に問  
題は無く、申請の目的実現は確実であると思わ  
れ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計  
画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書記（石橋） 議案第2号の補足説明をする。

議長 担当農業委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当農業委員 宅地の進入道路用地ということであり、問題ないと思います。

議長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 現地立会いをしましたが、特に問題ございませんでした。

議長 他の委員、質疑はありますか。

（質疑なし）

議長 それでは、議案第2号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成全員）

よって、議案第2号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第3号、農地法第5条による転用を伴う所有権移転に関する件を議題と致します。

事務局の説明を求めます。

局 長 それでは、議案第3号です。

資料3をご覧ください。

本件は農地法第5条による転用を伴う所有権移転の申請です。

申請地の土地・地目・面積は、資料に記載のとおりです。

譲受人と譲渡人は、資料に記載のとおりです。申請の理由は、太陽光発電事業のためです。

申請内容を千葉県農地転用事務指針の農地転用許可基準に照らし合わせたところ、立地基準については農用地区域の指定は無く、10ha以上のまとまりが無く、成田用水の受益地では無いため第2種農地と判断出来ると思われま

す。次に、一般基準については、資力、計画等に問題は無く、申請の目的実現は確実であると思われ、周辺農地の営農条件に支障はきたさない計画です。

以上で、議案の説明を終わります。

なお、補足説明がありますので、書記より説明させます。

書 記（石橋） 議案第3号の補足説明をする。

議 長 担当推進委員、補足説明がありましたらお願いします。

担当推進委員 本案件は周辺農地がないため、問題ないと思います。

議 長 他の委員、質疑はありますか。

8 番 鈴木委員 資料に添付されている遺産分割協議書の〔土地〕に「芝山町」という記載が抜けています。

書 記（石橋） ご指摘のとおり標記漏れでございますので、定例総会終了後に修正依頼をし、対応させていただきます。

議 長 他委員、質疑はよろしいでしょうか？  
（質疑なし）

議 長 それでは、議案第3号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
（賛成全員）

よって、議案第3号は原案どおり可決決定いたしました。

議 長 続きまして、議案第4号、令和4年第8次農用地利用集積計画に関する件を議題といたします。  
それでは事務局の説明を求めます。

局 長 続きまして、議案第4号です。  
本件は、令和4年7月25日付けで、芝山町長より農用地利用集積計画の決定を求められております。  
利用権の新規設定が2件、再設定が1件で合計面積：14,328㎡です。  
詳細な内容については書記より説明いたします。

書 記（石橋） 議案第4号の補足説明をする。

議 長 他の委員、質疑はありますか。  
（質疑なし）

それでは議案第4号を採決いたします。  
原案に賛成の委員の挙手を求めます。  
（全員賛成）

よって、議案第4号は原案どおり可決決定いたしました。

これで、提出された議案の審議は全て終了いたしました。

次に「その他」でございます。  
事務局説明をお願いします。

書 記（石橋） その他について、報告をする。

議 長 各委員さんより何かございますか。  
（意見なし）

議 長 以上をもちまして、令和4年8月芝山町農業委員会定例総会を閉会いたします。  
委員の皆様、お疲れ様でございました。

以上のとおり、令和4年8月定例農業委員会会議の議事の顛末を記録し、その相違ないことを証するため、次のとおり署名捺印する。

令和4年 月 日

議 長 会 長

議事録署名人 農業委員

議事録署名人 農業委員